

(様式第1号)

平成26年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成27年1月30日(金) 14:30～16:30
場 所	芦屋市男女共同参画センター セミナー室
出 席 者	出席 会長 柳屋孝安 副会長 中里英樹 委員 高田昌代, 武本夕香子, 宮本由紀子, 船橋久郎, 浅野理恵子, 岩尾實, 辻原永子, 中山克彦(敬称略)
事 務 局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進課 和泉課長, 小杉係長, 林, 松原
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

- ・ 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)の進行管理(中間評価)〈案〉について

(3) その他

2 提出資料

- ・ 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)進行管理調書(中間評価)〈案〉
- ・ 資料1～2 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画 評価一覧

3 審議経過

＝開会＝

事務局/和泉: みなさまこんにちは。今日はお忙しい中、またお天気の悪い中お越しいただきありがとうございます。今から、平成26年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

まず、はじめに事務局からの確認事項でございます。会議の公開につきましては芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき、会議は原則公開という形になっています。ただ、個人情報等を扱うような場合につきましては、その都度、非公開かどうかというのを審議会にお諮りさせていただいて、公開させていただいているところでございます。本日の議題はDVの基本計画になりますので、DV被害者の支援に支障がないように配慮が必要かと思いますが、原則的には非公開事項はないと判断させていただいており、原則どおり公開という取扱いとさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし)では、公開という形で取扱いさせていただきます。あわせて、

会議録も公開になります。会議録を作成させていただくのにあたり、録音させていただきますのでご了解お願いいたします。会議録の公表につきましては、ご発言をされた委員の皆様のお名前も公表になりますのでその点もあわせてご了解いただきたいと思います。今日の会議につきましては、全庁で推進を図ります市長を本部長とする芦屋市男女共同参画推進本部に報告させていただきます。

次に傍聴ですが、本日傍聴希望の方はいらっしゃいません。委員の皆様のご紹介については2年目になりますので、委員名簿をもって代えさせていただきます。

それでは会議開催にあたり、柳屋会長からご挨拶をお願いいたします。

柳屋会長：皆様こんにちは。ご出席ありがとうございます。年が明け、今日は第2回審議会ということになります。今年度最後で、委員の皆様については（任期内の）最後の審議会になると思いますが、今日はDV対策基本計画の中間評価をご意見いただくということでございます。私も法律関係の仕事、法律を教えている身でございますが、DV防止法がいつ頃できたのかと思い出してみますと、平成13年にできまして14年ちょっと経っておりました。その間大きな改正が3回行われております。身体への暴力だけではなく精神的なものも含む、保護命令を充実させる、被害の対象を拡げるなどの改正が行われて今日に至っているのですが、まだまだ十分ではない部分があるようで、政府でもこれを検討しているようです。ある意味ではまだ発展途上の法律かなと私は考えているのですが、この法律ができて実際に被害者に対応されるのは市町村が中心にならなければいけないと考えております。まさに中間報告をどう評価するかということは非常に重要な仕事ではないかと考えておりますので、どうぞ有意義なご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局／和泉：ありがとうございました。では会長、議事の進行をお願いいたします。

柳屋会長：先ほど申し上げましたとおり、本日の議題は「配偶者等からの暴力対策基本計画中間評価案について」ということで、この基本計画は平成23年3月に策定され、7か年平成29年度までの計画として現在、進行中ということでございます。ちょうど今年度がその中間年にあたるということで、23年から25年までの3か年の取組についての実績報告と評価をまず報告していただきたいと思います。事務局からお願いします。

[資料の確認]

[資料の訂正]「配偶者等からの暴力対策基本計画進行管理調書(中間評価)〈案〉」10ページ
No.1「相談(カウンセリング等)の充実」の「平成23～25年度取組実績」
カウンセリング(実績)の平成25年度：×96回→◎97回

事務局／和泉：評価の説明をさせていただく前に、計画の体系を振り返っていただきます。

(DV対策基本計画の)計画書22～23ページの体系図をご覧ください。この基本計画は5つの基本目標を掲げています。1つ目が「相談機能の充実」、2つ目が「被害者の安全確保」、3つ目が「被害者の自立支援」、23ページ4つ目が「啓発・教育の推進」、5つ目が「関係機関の連携、人材の育成」。このそれぞれの基本目標に対し、

施策の方向と基本施策を決めております。例えば、基本目標1「相談機能の充実」施策の方向(1)「安心して相談できる体制づくり」基本施策①「配偶者暴力相談支援センター機能の整備」のように基本施策が全部で45あります。この形で構成されているのですが、この基本施策のそれぞれに取組を設けています。例えば、計画書25ページをご覧ください。このページ下半分に表があります。ここには先ほど申し上げた45ある基本施策について、それぞれ取組の内容を掲げております。基本施策の内容という欄が取組の内容となっております。この①には「婦人相談員等による相談」と「相談窓口や支援機関のコーディネート」という2つの取組を掲げております。それに対し、どのように進めるのかという区分があります。この区分は「新規」「充実」「継続」の3パターン設けております。一番上は「新規」の取組となっております。その右が目標期間であり、「短期」「中長期」という期間が目標としてあります。短期は「早急(おおむね3年程度)に着手し、継続して取り組むもの」、中長期は「(平成29年度までの)計画期間内を通して、できるだけ早期に取組を進めるもの」という区分けをしています。この計画自体はこのような形で取組をそれぞれ目標に対し掲げており、第1回審議会でご審議いただいたウィザズ・プランのような具体的な事業を積み上げていき、その事業がどうなったかということによって推進を図る行動計画とは違い、施策の方向性がどう動くかという基本計画という形態となっております。そのため、基本計画に基づいた取組が目標とした期間にでき、その方向性に向かって進んでいるのかということをもって進行管理していく形になります。

ここでこれをどのように評価するかという評価基準を設けたのですが、それについて説明させていただきます。事前配布資料の進行管理調書3枚目、左上の「中間評価基準の整理(参考)」で、中間評価の基準をどんなふうに整理したかということを書かせていただきました。前回の審議会の後半に、この基本計画の中間評価をどのようにしたらいいかということでご意見をお願いしましたところ、C評価については取組がちょっとでも進んでいるのであれば目標が達成していなくても何かしら評価をすべきだというご意見を頂戴しましたので、C評価については2段階に分けた形にしています。先ほど申し上げました区分ですが、「新規」「充実」「継続」という区分に対し、目標期間を「短期」でやるのか「中長期」でやるのか、それぞれに対して平成23～25年度の取組状況がどういったものになっているのかということをもた結果、分類をした状態で評価を分けていったというのがこの表になります。例えば一番上、新規で短期に取り組むというものに対して平成23～25年度に新規で取組が実施できているということであれば、これは目標期間内に区分が達成できたことで「A」評価となります。その下、新規の取組を短期でやるにあたり、区分の達成に向けて調整や準備を着手してはいるけれどもまだ達成できていないものについては「C1」評価となります。3行目は新規取組の実施に向けて何も着手ができていない状態であれば、目標期間内に区分が達成できていないので「C2」評価です。こういう形で新規、充実の取組についてそれぞれ分類をしました。一番下の継続ですが、継続のものを継続していたらそれでいいのかということになり、継続の取組についても、一定平成23～25年度の取組状況を見て評価を分類することにしました。継続の事業で下から4

行目ですが、既存の取組を充実して実施している場合は、継続という区分を達成していて、内容も充実しているので「A」評価、その下、既存の取組を継続して実施している、例年と同じようにしているものについては「B」評価、既存の取組を実施しているが、内容を縮小や後退しているものは「C1」評価、既存の取組を廃止したり何もできていない、そういったものについては「C2」評価としています。

それらを同じページの右上に矢印でまとめて評価基準を整理し、中間評価基準にし、この基準に基づいて取組を評価させていただきました。この評価ですが、ウィザス・プランと同様に所管と部長がそれぞれ評価をしました。結果的には所管評価と部長評価が一致しました。この評価の一覧を取りまとめたものは、本日配布の資料1ですが、こちらにまとめています。(所管評価と部長評価が)同じで細くなるため、「評価」とひとつにまとめて表現にさせていただきました。

この資料1の一番下の合計欄ですが、取組数が全部で64あり、その中でA評価だったものが30個で46.9%、B評価は18個で28.1%、C1評価が10個で15.6%、C2評価は6個で9.4%ありました。この評価別で見ていただきますと、太い線で囲っているところが目立つ部分でここを説明させていただきます。

まずA評価の太い線で囲っている部分が、基本目標2「被害者の安全確保」の施策の方向(3)「被害者の情報の保護」でこれが66.7%、基本目標3「被害者の自立支援」の施策の方向(5)「心身の回復に向けた支援」でこちらも66.7%、施策の方向(6)「子どもへの支援」は100%となっています。これらの数値がなぜ高いのかという一番の要因は、平成23年11月に配偶者暴力相談支援センター、通称配暴センターができたことがあげられると思います。配暴センターができたこととDV被害者支援ネットワーク会議というものが設置されておりますので、庁内の窓口職員への研修や連携という枠組みが整っている状態になり、市で元々やっていたカウンセリング相談や他市機関との連携についても配暴センターを中心に連携する体制が整ってきています。また子どもに対する支援についても、要保護児童対策地域協議会という児童虐待に対する協議会がありますが、そちらとの連携が整った形になっているので、高い評価になっていると思われます。ただ、ここ3年間で配暴センターを作り、ネットワーク会議を設置したとなっていますが、前回の審議会でご指摘をいただきましたように、作っただけではなくどう運用するか、どのように活用していくかというのが大きな課題となってくると考えていますので、今年度以降の取組として重要視していきたいと思います。

次にC1評価で目立っているところは、基本目標4「啓発・教育の推進」、施策の方向(1)「市民等への啓発・教育の推進」で、ここはC1評価が100%になっています。全然充実できていないということですが、これは従前から行っている啓発活動を継続して実施はしているのですが、なかなか市民向けに充実させるというところまでは及んでいないという状況です。目標期間が短期ではなく中長期の取組が多いということもあるのかなと思います。啓発や教育というものは早く取り組むことに越したことはないと思いますので、今後はのちほど説明させていただく26年度以降の取組目標の中でしっかりやっていきたいと思っています。

最後にC 2 評価が大きく目立っているところは、基本目標 1 「相談機能の充実」、施策の方向(2)「相談機関・支援職員の資質向上」で、66.7%になっています。研修とかマニュアル作りが入っていて、研修は定期的に行って定着しているのですが、新規で取り組もうとしているチェックリストやマニュアルを作るという共通ルール的なものをまとめていくというところが手を付けられておりません。こちらは庁内の関係部署と調整をしながら作っていかねばならないものですので、ネットワーク会議をもっと活用することによって作成を進めていきたいと考えています。資料2のカラーのグラフを見ていただきたいのですが、こちらは一番上の四角の囲みが「基本目標別評価」です。A評価が青色、B評価が緑色、C 1 評価が黄色、C 2 評価が赤色という色分けをしています。基本目標 1 「相談機能の充実」、2 「被害者の安全確保」、5 「関係機関の連携、人材の育成」については、A・B評価あわせて7割以上を占めていますので、計画期間の前半に進捗がある程度あったとみられます。基本目標 3 「被害者の自立支援」については、A・B評価あわせて9割以上とかなりの割合で進んでいます。これらの要因は先ほど申しあげました平成23年度に配偶者暴力相談支援センターが整備されたこと、あわせて婦人相談員という専門相談員が配置されましたのでDV被害者支援が充実したのではないかと考えています。逆に、基本目標 4 「啓発・教育の推進」については、A・B評価があわせて3割いかにくらいで非常に課題が残されたものになってしまいました。目標期間が短期ではなく中長期というものが多くということもあったのかもわかりませんが、これは後半に向けてしっかり取り組んでいかねばと考えています。

続きまして、こちらの冊子(芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画の中間評価(案))に移らせていただきたいと思います。平成23～25年度にかけての取組実績、26年度以降の取組目標などを記載しています。主なところとして新規の取組、充実させる取組として挙げている取組を説明させていただきます。

計画書とあわせてみていただきたいと思います。計画書は24ページからが該当するページなので、計画書と進行管理調書の1ページを合わせてご覧ください。基本目標 1 「相談機能の充実」、施策の方向(1)「安心して相談できる体制づくり」、基本施策No.1 「配偶者暴力相談支援センター機能の整備」は、区分は新規、目標期間は短期と掲げております。内容は「婦人相談員等による相談」と「相談窓口や支援機関のコーディネート」で、こちらも配暴センターが設置され、婦人相談員による相談も始めており、婦人相談員が中心となって、被害者支援のコーディネートの役割を果たすようになってきているのでA評価とさせていただきます。その次No.2 「被害者の状況に応じた専門相談体制の充実」で、①の配偶者暴力相談支援センター機能の整備で配暴センターが設置されましたので、市で実施しているカウンセリングとの連携、県や他市の配暴センターとの連携が十分できるようになってきています。ここもA評価としていますが、ただ真ん中の行の「保健、福祉、医療等の関係機関との連携」については、いろんなところにネットワーク会議への参加等をお願いしているのですが、医療機関との連携というのがまだ構築されていません。ほかは取り組んでいますので、こちらはC 1 評価とさせていただきます。

進行管理調書 2 ページをご覧ください。No.4 「相談窓口・方法の市民への周知」については、市民の皆様に安全に配慮した形ということで周知をさせていただいている状況ですが、市以外の相談に行かれる方もいらっしゃるのです。そういった方にも芦屋市に配暴センターがあるということも知っていただけるよう、県・近隣市・警察・裁判所そういったところにも相談窓口があることを周知させていただいており、こちらは A 評価とさせていただいています。次の「DV 相談カードの配架先の拡大」の取組については、平成 22 年度時点では 10 か所の女性トイレにカードを置かせていただいていたのですが、23～25 年度で若干増え、14 か所のトイレに置いています。いずれも市の施設の中だけということで、他の施設への拡大には至っていないので、こちらは C1 評価とさせていただいております。

計画書 26 ページ、調書は 3 ページをご覧ください。施策の方向(2)「相談機関・支援職員の資質向上」で、先ほど全体のところでお話しさせていただいたところですが、研修は定着してやるようになっているので A 評価とさせていただいています。チェックリストやマニュアルという共通ルールにあたるものは作成していないので、こちらは 2 つとも C2 評価とさせていただいております。

計画書 27～28 ページ、調書は 4 ページの基本目標 2 「被害者の安全確保」ですが、施策の方向(1)「緊急時における安全確保」は、配暴センターの機能により、移送時の安全確保、県・警察との連携は十分充実しておりますので、こちらは A 評価とさせていただいております。ただ、医療機関等との連携はまだできていないというところがあり、No.3 「保健・福祉関係者、医療機関、学校等関係機関間の連携」の基本施策については、取組として「保健・福祉関係者、医療機関、学校関係者などの連絡・調整体制の整備」について、医療機関との連携等がまだなので C1 評価、その下「医療機関等からの通報体制づくり」については何も手を付けていない状態のため、C2 評価にさせていただきました。今後の目標としては、医療機関との連携として、まず DV 被害者支援ネットワークを充実させることから始めたいと思いますので、ネットワーク会議に医師会から参加いただけるようお願いしていこうと思っております。

調書 5 ページの「保護命令申立て時の支援」については、配暴センターの婦人相談員が申立書の書き方や、場合によっては裁判所まで同行をしており十分対応しておりますので、同行支援などについては A 評価にさせていただいております。

計画書 29 ページ、調書は 6 ページの施策の方向(3)「被害者の情報の保護」ですが、加害者からの問い合わせなどに気付かずに答えてしまうという事例が他市で発生しております。私ども公務員ですので個人情報の保護というのは十分大事にしていかなければいけない、と研修などでもお伝えしていますが、DV 被害者に対する情報の保護というのは DV 研修などで事例等踏まえ、わかりやすく情報の管理を徹底するように伝えていきます。No.2 「庁内関係部局における情報管理の徹底」ですが、この部分については、しっかりそういう研修を行っている中で A 評価とさせていただいております。No.3 「関係機関等の連携における情報管理の徹底」は、配暴センターができましたので、被害者の情報は各市できちんと管理しつつ被害者支援を途切れないようにやり取りしています。配暴センター連絡会議が年 2 回ほどあり、各市の配暴センター

が集まって、例えばヒヤリハット事例等、情報共有をしているため、こちらもA評価とさせていただきます。

計画書30ページ、調書は7ページをご覧ください。基本目標3「被害者の自立支援」について、No.1「支援センターにおける関係機関との連絡・調整」で、こちらについても、配暴センターを中心とし、婦人相談員が非常に丁寧に対応をさせていただいておりますので、取組ができているとしてA評価とさせていただきます。

次に同じ7ページ、施策の方向(2)「生活の安定に向けた支援」のNo.3「司法手続きに関する情報提供、支援」ですが、計画書は31ページをご覧ください。「司法手続きに関する情報提供、支援」は本庁にお困りです課という相談窓口の部署があり、そこで法律相談をやっているのです、そちらとの連携もしており、また法テラスの研修にも行かせていただいておりますのでこちらもA評価とさせていただきます。

続きまして計画書32ページ、調書は8ページの施策の方向(3)「住宅確保に向けた支援」ですが、No.1「市営住宅、公営住宅等の情報提供」は被害者本人のご意向を踏まえた中での情報提供はできる状態になっておりますのでA評価とさせていただきます。一番下No.3「生活用品提供支援への取組」についてはこれも着手できておりませんので、C2評価となっています。今後は、そういう取組をすでにやっている部署があるようなので、参考にさせていただきながら、緊急時の支援についても道筋をつけていきたいと考えております。

計画書34ページ、調書は10ページの施策の方向(5)「心身の回復に向けた支援」ですが、No.1「相談(カウンセリング等)の充実」については、実績等を入れさせていただいております。配暴センターができ、被害者本人の了解を得た上で、婦人相談員とカウンセリングの相談員とが連携し、悩み相談につないだり、悩み相談から配暴センターにつないだりということによって充実できておりますので、こちらはA評価とさせていただきます。

No.2「県関係機関等との連携」については、県の芦屋健康福祉事務所とは連携ができています。広域専門機関との連携については、兵庫県こころのケアセンターがそうなると思うのですが、ご紹介程度というところで充実ということは言えませんので、こちらはC1評価とさせていただきます。

計画書35ページ、調書は11ページの施策の方向(6)「子どもへの支援」ですが、子どもを連れて逃げてこられたり、逃げて行かれる方に対して、配暴センターと教育委員会、家庭児童相談室が十分連携する状態になっており、情報提供や支援ができていますので、こちらはA評価とさせていただきます。子どもの支援についての基本は家庭児童相談室が中心となり、県のこども家庭センター、スクールカウンセラーや学校関係者と連携して進めているということによって対応させていただいております。

計画書36ページ、調書は12ページの基本目標4「啓発・教育の推進」ですが、最初に説明させていただいた市民等への啓発・教育の部分です。No.1「男女共同参画社会の推進」で、こちらについてはウィザス・プランで取組を進めているところではありますが、23～25年度の3年間でみた場合、ウィザス・プランでの評価は23

年度がA，24年度がA，25年度がCで，3年間というスパンでみたときには充実まで難しいのではないかとということで，取組はしているけれども目標は達成できていないということでC1評価としております。No.2「DV防止の啓発」についても，取組としては「リーフレットや市広報紙等による啓発」で，リーフレットの作成を挙げているのですが，リーフレットの作成は実現に至っておりません。他の形では啓発させていただいておりますのでC1評価とさせていただきます。No.3「家庭・地域・職場等への啓発活動」についても，毎年DV防止キャンペーンをいろんな関係機関に協力していただいておりますが，充実というところには足りないと思いますのでC1評価です。今後の取組については，ウィザス・プランでの進行管理や進捗を含めて向上させていくということとあわせ，市民向けの啓発につきましてはリーフレットを作るということを取組内容に挙げていますので，それをどうやってどこに配布するのか，リーフレット以外の媒体，ホームページ等工夫できるところはもっとあるのではないかと思います。そういったところを含めて取り組んでいきたいと思っております。

計画書37ページ，調書は13ページ，施策の方向(2)「学校等における啓発・教育の推進」ですが，No.2「デートDVの予防啓発」に関しては，「若年層を対象にした学習機会の提供，啓発活動」の取組について，着手できておりませんのでC2評価としています。その下「関係部局の連携による啓発活動」については，成人式を所管している部署と連携し，成人式で「デートDVを知っていますか」というチラシを配っています。チェックリストを入れるなど，わかりやすいように平成23年度から配布しておりますので，こちらはA評価とさせていただきます。No.3「教職員等への啓発，研修」については，DVの内容を含めた人権研修ということで実施しています。教育委員会に確認しましたところ，児童虐待とDVの関係性というものに非常に関心を持っておられ，先生の保護者への対応等そういった部分を含め，研修の中身にDVの部分が割と入ってきているということをお聞きしましたので，C1評価としています。DV単体での研修というものができたら充実したということでもいいのかと思うのですが，今のところはC1評価とさせていただきます。学校での取組についてはなかなか本庁とのやり取りが難しいことがあるのですが，例えば共催での研修会だったり，市職員への研修をする際に学校の先生にも参加してもらおうというように，共催で取組をすれば，先生も市職員と同じような研修を聞けたりできますので，教育委員会とそういった話をしながら調整・共催してやっていこうとお話しさせていただいています。

計画書38～39ページ，調書は14ページ，基本目標5「関係機関の連携，人材の育成」で，No.1「関係者・支援者相互の連携強化」については，内容が「相談窓口連絡会の拡大・充実」となっていますが，その連絡会を拡大したものがネットワーク会議で，設置させていただいておりますのでA評価にしております。このネットワーク会議の構築につきましては，No.2「関係機関によるネットワークの構築」で，どこまで広がっているのかということになるのですが，庁内の関係部署はもちろんですが，県の健康福祉事務所も構成員として配置されております。医師会や芦屋警察署は25年度までにはネットワーク会議に入っていないので，こちらはC1

評価としています。ちなみに芦屋警察署には平成27年2月1日から構成員として入っていただけるということで調整できております。ネットワーク会議を2月10日に予定しているのですが、その時から入っていただけるとお返事いただいております。

「関係機関によるネットワークの構築」の下の段、「要保護児童対策地域協議会との連携」ですが、先ほど少し申し上げた配暴センターが構成員として入っており、会議には婦人相談員2名が参加し、連携しておりますので、こちらはA評価にしています。No.3「県、近隣市町との広域連携の強化」ですが、配暴センターができましたのでいろんなところとの連携会議にも参加させていただいており、連携が行えているということでA評価していますが、その下の「広域連携による男性相談」については、実際には相談の事例が過去3年間にはなかったのですが、もし男性が相談に来られた場合は配暴センターが対応することになるかと思えます。実際に相談を受けるにあたっての体制として、相談を受けるときには婦人相談員は女性のため、男性職員が同席するとか、一時保護が必要な状態であれば県にどこに保護していただくとかそういったところの調整を含めて、事前に協議しないといけないところがたくさんあります。そういったできていない部分がありますのでC1評価にしています。ちなみに平成26年度は1件男性からの相談があり、これは児童虐待が絡んでいる部分があったので、家庭児童相談員と一緒に、男性からの相談を受けたという事例がございます。

調書15ページの施策の方向(2)「支援者の育成」ですが、No.1「被害者支援にかかわる人材育成と資質の向上に向けた研修」ですが、研修は年1回以上、職員だけではなく、権利擁護支援センターの支援者等に向けて毎年させていただいている状態で、こちらはA評価とさせていただきました。主なところを取り上げての説明となりましたが、以上で実績・評価についての報告とさせていただきます。

柳屋会長：ありがとうございます。それでは説明していただきましたので、何かご意見ご質問ありましたら、どこからでも結構ですのでお願いしたいと思います。

私からの質問ですが、C1評価がついているのは分類の説明ですと、「A評価まではいかないけれども進みつつある」という場合と、「内容が後退した」という場合がある、「だいたいが進んではいるのだけどA評価までは至っていない」という場合がほとんどなのですか。

事務局／和泉：そうです。

中山委員：質問ですが、前回の話を聞いて理解できていないのですけれども、新規・充実・継続の説明と、短期と中長期とがありました。ふつうは「短期」「中期」「長期」なのに、あえて中長期ですね。「短期」と「中長期」の説明ではこの課題に取り組むのは短期だったら1年か半年か知りませんが、それ以内に取り組んだということで取り組めばそれで取組が達成したと理解していいのですか。それと「短期」・「中長期」の時間的な目安を教えてください。

事務局／和泉：この進行管理調書の3枚目、中間評価の基準の説明をさせていただいた時の右下をご覧ください。※「区分」・「目標期間」についての説明を載せております。先ほどの「新規」「充実」「継続」の区分についてはこちらに書かせていただいておりますが、「新規」は平成23～29年度の間新規でやる、「充実」は従前からずっとや

っている取組ですが、この計画期間内に何かしら内容を充実させるということになります。「継続」は従前からずっとやっているものをそのまま同じように水準を落とさずやっつけていけばうまく機能していくというものとなっています。

中山委員：充実と継続はほとんど一緒だと思うのですが。

事務局／和泉：「継続」は同じものを途切れなくやっていくことで維持できていくというもので、中身をもっとレベルアップするというものが「充実」となっています。

期間が「短期」「中期」「長期」と3つに分かれていないのかというご質問についてですが、「中長期」とまとめているのは、3つに分けてその期間に始めればよいというものではなく、取り組めるものであればなるべく早く取り組むというのが基本スタンスです。ただ早急にやらなければならないものを「短期」、3年を目途にさせていただいているのですが、早期で絶対やらないとならない、それくらいすぐに取り掛かるものと、時間はかかるかもしれないけれどもこの計画期間でやっていくというもの、ただ、だらだらとスタートを29年度までにやればよいという形でゆっくり取り掛かるのではなくて、できればどんどん早くやっつけていこうということで2段階に分けたという計画です。

柳屋会長：その他何かありますか。

船橋委員：(進行管理調書の)8ページに「ステップハウス」とあるのですが、市営住宅や県営住宅以外に用意されているということですか。

事務局／和泉：ステップハウスにつきましては県が持っています。緊急で一時保護された方は一時保護所に行きますが、一時保護なのである一定期間しかいることができず、いずれどこかに出られて恒久的に住むところを見つけなければいけません。すぐに見つけられない方のために、兵庫県は2年間ですが、限定で住宅を確保しており、2年後には必ずどこかに住めるといった被害者については、いったんステップハウスで生活していただき、その中で貯金するとか親族に援助していただくとかそういったことをやっていただいた上で、恒久的なところに住むといった支援の道筋をつけるための住宅支援になります。被害者が安全に2年間は住めるといったところです。

船橋委員：芦屋市内にはあるのですか。

事務局／和泉：市ではなく県が管轄していますし、場所がどこかというのはお答えできません。

宮本委員：配偶者暴力相談支援センターは充実して成績がアップしているみたいですが、これは県(の管轄)ですか。

事務局／和泉：これは市です。市でそういう機能を整備したものです。

宮本委員：具体的な場所は言えないのですか。

事務局／和泉：場所は言えないです。市の中で支援をできる機関があるということです。

宮本委員：相談の申し込みは市へ言うのですか。

事務局／和泉：相談という形でDV相談というところから入ってもらえれば、つながるようになっております。

宮本委員：医療関係者から、被害者としてそういったことが起こったとき最初は結構警察に行かれると思います。警察と医療関係は結構犯罪になるので連絡をすぐにするよう対

応し、機能は充実しているのです。市が独自に医療関係と新たな関係を築くよりも、警察との連携をもっと深めて、それを利用された方がスムーズにいくと思います。最初は警察と思いますが、警察に行くほどじゃないけど慢性的に相談したいとなった場合は、男女（共同参画センター）に来られますか。

事務局／和泉：男女共同参画センターは女性の悩み相談をやっていますので、DV被害で福祉的な支援がいるような方で本人が福祉的な支援を希望している場合は、配偶者暴力相談支援センターへつながります。

宮本委員：婦人相談員は嘱託ということですが、専門ではないのですか。

事務局／和泉：婦人相談員という専門職で、嘱託職員として雇用しています。

中山委員：その方は何か資格をお持ちなのですか。

事務局／和泉：婦人相談員として雇用する際に必要な資格というのは特に決められていないのですが、今の婦人相談員は社会福祉士の資格を持ち、他のところで婦人相談員の経験を積んでいる方を採用させていただいておりますので、即戦力になります。

中山委員：1つ質問をいいですか。（進行管理調書の）14ページNo.1にある「相談窓口連絡会」というのは庁内で何か事案があればすぐに伝えるようにしているのか、そしてその窓口はどこにあるのですか。もしお困りです課で聞いても、連絡が入るようになっているのか、ネットワークができたと理解してもいいのですか。

事務局／和泉：窓口連絡会は規模が小さかったのですが、それを広げたイメージのものがネットワーク会議です。会議の所管は男女共同参画推進課です。市の窓口職場も入っていて、そのほかに県の健康福祉事務所や芦屋病院など出先の機関も入っており、メンバーを増やしたものをDV被害者支援ネットワーク会議と言っています。

中山委員：定期的にその会議はされているのですか。

事務局／和泉：それが本来の姿で、1回目の審議会でご指摘いただいたとおり、ネットワーク会議は年に何回か行わなければいけないのですが、25年度は開催回数がゼロでした。今年は専門部会を含め2回開催します。今回は2月10日を予定しています。課長級の職員が集まって行います。芦屋警察署にも入っていただける予定です。

浅野委員：（進行管理調書）12ページの男性相談ですが、件数が少ないということですが、実際にはどのような相談を想定しているのですか。

事務局／和泉：DVの相談もケースが多様化しているのですが、男性特有の悩み、仕事上の心の悩みなどもあつたりすると思います。配暴センターで受ける男性相談というのはDV被害に関する相談になっていくと思います。それ以外の部分の心理的な部分については県が男性相談を行っていますので、そちらを案内します。

高田委員：男性相談のところで計画を立てたときに、男性のDV相談というのはとても配慮がいるということでした。男性のDV相談を受付するというのはすごく難しいです。そのため、少ない件数だからこそ、よく知っておられる県が一括して男性相談を受けるということを責任をもってやればよいという計画になっています。

事務局／和泉：26年に一度受けたのは、他課での相談の中で、お父さんがお母さんからDVを受けているというお話だったので、婦人相談員が同席して聞いたということです。今後周知をしていく上でも気を付けていけないといけない部分でもあります。

高田委員：男性からの相談というのは、様々な配慮が必要なので、気を付けて対応された方がいいと思います。今後行っていきますとおっしゃっていましたが、しない方がいいと思います。

事務局／和泉：今後男性相談をしていくと考えておりましたが、県でやっているのだから、というのはありました。

高田委員：県はどんどん市に任せようという方向で動くと思います。

事務局／和泉：わかりました。

高田委員：年に1回くらいしかない件数のものを取り扱うというのはすごく難しいです。

事務局／和泉：ありがとうございました。

武本委員：(進行管理調査の)12ページ啓発・教育の推進に関するところで、市民等への啓発・教育の推進というところで、自分が被害者であるということを感じさせるためにもDVの問題は広報するというのは結構大事な問題です。それがマンパワーの問題もちろんありますが、全部が低評価というのは残念だなと思います。これは何か理由がおりなのか、教えていただきたいです。

事務局／和泉：23～25年までの取組でみているのですが、目標期間が中長期になっていることもあり、他にも早急に取り組まなければいけないものがたくさんある中で、ゆっくりだったのだと思います。リーフレットを作るなどすぐ着手できるものはすぐに着手できるようにやっていきたいなと思っています。

武本委員：いろんなところでリーフレットなど作られていますので、それを見ていただけるといいかなと思います。DV防止の啓発はできたら急いでいただけたらありがたいです。

中山委員：成人式でチェックシートを配られていますね。これは、中身はどういったものですか。どう使われますか。

事務局／和泉：あなたがデートしている相手に対して、どんな態度をとられているかチェックしてみてくださいとあり、例えば「あなたは相手が自分の意見に従わないとイライラしたり怒ったりしますか」など自分がDVしているのではないかというチェックと、「相手はあなたに対し、バカ、ウザい、汚いなどそういう言葉を使ったりしますか」など被害を受けているのではないかという項目があり、それぞれ自分が加害者・被害者になっているかもしれないというチェックができるような内容です。

中山委員：そのチェック項目が何点かあれば被害者などあるのですか。

事務局／和泉：1個でもあれば加害者・被害者の可能性があるということです。

中山委員：さっきもお話があったように、知らずにやっている、人間関係の中でやっていることもあると思いますが、ある人から言えばDVではないかもしれないが、別のある人からみればDVだという場合がありますね。そのあたりで前回もあったように、人権の問題とあわせて学校教育では難しいところがありますが、成人式で意識調査をして役所の方が回収してデータ化するのもいいかなと思います。あと、DV相談室の認知度は調べられていますか。

事務局／和泉：この計画を作ったあとには市民意識調査はしておらず、DV相談室をご存知ですかという質問はできていません。次回は平成28年度に意識調査を予定していま

すので、そういった質問も入れたいと思います。

中山委員：いつ、どこで相談をやっているかなど被害者はわかっているものなのですか。

武本委員：あまり知られていないですね。こどもの夜泣きで市役所に相談に行かれて話を聞いていたら、実はそのお母さんがDVを受けていて、その影響がお子さんにきていたなど、相談でわかることもあります。引っ越しして住民票の届出をするときに、市の職員が気づき、拾い上げてくださることもあります。もちろんいろんなところの相談室でお話をされていて原因がDVということがわかって、相談員が紹介して発覚することもあります。直接自分がDVだということがわかって、弁護士のところ相談にきてくださる方はそんなには多くないと思います。

中山委員：なかなか縁がないですからね。

武本委員：すぐに結びつかないですからね。

宮本委員：やはり啓発、教育という問題はもう少ししないといけないです。広報に載せるよりも、トイレ等の方が見やすいと思います。置く場所は、市役所のトイレは行かないと思いますので、商業施設や駅などから許可をいただいてティッシュなどでも置くのがいいと思います。女性用トイレの個室はゆっくり1人で見られると思います。加害者も見ないですし。

高田委員：市立芦屋病院のトイレにもDVの相談カードは置いていますか。

事務局／和泉：病院にも今年度から置かせていただいておりますが、トイレではなく相談コーナーに置いてあります。

高田委員：トイレに置いてもらえたらいいですね。相談コーナー等そういったところでも相談カードは手に取れないと思います。あと、美容院に相談カードを置くとか、新生児訪問では全戸に行きますね。検診など市民の人たちが多く来るところでも全員に配ってもらうとか、特別渡すのではなく効率よい方法があると思います。新生児訪問では全戸に個別に行きますし、全員にお配りしていますという形で渡せばいいかなと思います。

宮本委員：ポスターは色々たくさんあるので、あまりみなさん見ないと思います。トイレの個室では一人になれるので、目の前に「トイレをきれいに使っていただいてありがとう」というような感じの方がよく見ますから。

高田委員：ポスターもトイレに貼った方がいいですね。研究しましたが、トイレの個室の中が一番見ると思います。今はどこに貼っていますか。

事務局／和泉：今は手の洗うところに貼ってあります。

宮本委員：手を洗うときは手を洗うことに集中するので、やはり個室の中がいいと思います。何もすることがないですし。

高田委員：1番効果的ですよね。

柳屋会長：カウンセリングに来られた方はどのようにして知って来られるのですか。

事務局／和泉：初めて相談に来られた際に、任意で氏名やどのように面接相談を知ったかなどを聞くシートを記入していただいておりますが、書いていないのが1番多いです。掲示板やチラシを見てというのが目立ちます。集計などはしておりませんが。

高田委員：電話相談がすごく増えているのでよかったと思っているのですが、増え方に啓発

との関係はありますか。

事務局／和泉：啓発との関係は見えにくいところですが、配暴センターができて色々な所とつながりができたのと、あそこに配暴センターがあるよということから連絡が入ったりなどあります。通報件数も含まれておりますので、例えば県や他市からの紹介等もあります。

高田委員：あるところでは一斉に（相談カードを）配った後はぐっと（相談件数が）伸びたりするということがありますので、そういったところに配れば効果的かなと思います。あと、先ほどデートDVのチラシを成人式で配ったという話がありましたが、これは（進行管理調書の）12ページの啓発のところにも入れればよいと思います。

事務局／和泉：今年度デートDVのチラシは新しく作り変えました。前のチラシはチェックシートが前面に出ていて、相談先があまり載っていなかったもので、今年は内容を変えようと言って変えました。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

辻原委員：成人式に配っているチラシのチェックシートですが、20歳より前の高校生や中学生でも（デートDVが）あると聞くのですが、意識的に男性もこれがDVだと気が付いていないのだと思います。どうということがDVと教える意味で小学生、中学生くらいからももっと啓発して欲しいなと思います。男性はわかっていなくても、結局女性側から見れば被害を受けていて言えないということがありますので。お互いわかっていてこれがそうだよというのが知らせて欲しいです。

柳屋会長：チラシの裏の一番下に出典が兵庫県教育委員会と書かれていますが、これは教育機関に書いてもらったとか、そういう意味でしょうか。

事務局／和泉：もともとは兵庫県教育委員会が県下の全中学・高校生にお配りしたものがあ

岩尾委員：一般的にはDVというのは身体的な被害で、男性が女性に加える、女性が男性から被害を受けるというイメージですが、最近の風潮は、言葉の暴力という側面から言いますと女性の方が強いのではないのでしょうか。顕在化していないにしても男性が受けた場合、面子があるので人に言えないということがあると思います。

武本委員：そういうこともないわけではないのですが、仲の良い男女関係ではそういうことも見受けられます。男性が被害者なのは統計からすると身体的暴力でも1割くらいあり、私も男性が被害者で男性側の代理人をしたこともあります。ケースとしてはありますが、身体的な差異というのは非常に大きくて、女性が被害者の方が深刻になってしまいます。そういう例がないとはもちろん言えませんが、例外的ですね。

柳屋会長：統計でも男性からの相談が増えているというのが新聞で取り上げられていましたね。500件くらいだったのが3,000件くらいになったと。女性の相談に比べたら桁が違いますが。

中里副会長：先ほどの学校での啓発の話ですが、デートDVのチラシの出典になっているのはリーフレットのようなものですか。

事務局／和泉：小さい冊子とまでは言わないですが、リーフレットです。

中里副会長：作られたものは継続的に新しく入ってきた中学・高校生には活用されていない

ということですか。

事務局／和泉：私の知っている限りでは、平成22年に県が中学・高校生を対象に配布したのが1回、それ以降は県からの配布というのはないと聞いています。各自治体で配布はしているかもしれませんが、芦屋市の場合は県から配布された以降は一度も配布できていない状況です。

高田委員：そのとき（リーフレットを作成した時）の委員長でした。継続的にするようにと言ったのですが、継続的にするためにはどうすればいいかという、リーフレットを子どもたちに持って帰らせないという提案でした。教室の後ろにずっと置いておく、そうすることで何年も使えるというびっくりした発想でした。その時には親の分も作りましたが、教室の後ろに置いておく（相談先の）電話番号もわからないから持って帰らせるべきだという委員の方々のご意見もあり、県下すべてにわたるように刷ったのですが、版だけを市に差し上げて、県がお金を出さなくても印刷代だけで市に出してもらえるようにして欲しいというお願いをした経緯がありました。つまり、（県では）予算は1年分しかつかないとはっきり言われました。

中里副会長：それはどこかに残ってはいないのですか。

高田委員：県作成で県が発行し、版を持っているはずで、それを芦屋市が芦屋市で印刷したいということであれば、県と交渉されたらいいと思います。委員会ではそうすると言っていました。

中里副会長：一から作ったりするのが大変であればそれを使えばいいと思います。

中山委員：学校の先生にはDV研修などなかなかうまくいかないと言っていましたよね。

事務局／和泉：先生は数多くの研修がありますので、新たにということになるとなかなか難しいです。

中山委員：先生の研修には入れられないのですか。

事務局／和泉：そうですね。

中山委員：（進行管理調書の）13ページNo.3で「DVのみの研修は実施できなかったが、DVに関する内容も取り入れて研修を行った」とありますが、どう違うのですか。

事務局／和泉：カリキュラムがたくさんあり、人権というくくりの中で児童虐待もDVも全部含めたような研修内容になっているとお聞きしています。DVだけで別の枠として研修を1つするというのは難しいということです。

中山委員：DVの問題に関してのなんらかの認識はされているということですね。

事務局／和泉：児童虐待とDVはかかわりがありますので。

中山委員：これに対して事務局はどう思われますか。

事務局／和泉：先ほども申しましたが、教育委員会だけでというのは難しいです。市が主催の研修というのは先生方も入りづらいというのがありますので、教育委員会と市が共催でという形での研修会だったら教育委員会からも先生の参加を促しやすいということもあります。共同でDV研修をできないかと考えています。

中山委員：そういう立場なんですね。

事務局／和泉：先生は県の職員になりますので。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

高田委員：今後医療機関との連携とおっしゃっていたところで、医師会という話がありましたが、医師の先生も地域にいっぱいいらっしゃる大事なところですが、看護師も入れていかれたらいいと思います。看護協会は市ごとにはないので提案ですが、市立芦屋病院の看護部長さんに入っていただくのはどうでしょう。DVを発見するのは看護師も多いので、市民病院の看護部長さんがいいのではないかと思います。

事務局／和泉：ネットワーク会議には芦屋病院も入っているのですが、事務局の課長が委員になっています。

高田委員：あとネットワーク会議では市の保健師は入っておられるのですか。

事務局／和泉：健康課からは課長級が委員になっていますが、専門部会というもっとケース会議に近いところには保健師も入ることになるかと思っています。トータルサポート担当という部署の課長が保健師でネットワーク会議の委員になっています。

高田委員：それならよかったです。住民と一番接しやすい人が入っておられるのは効果的かなと思います。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

辻原委員：知り合いがDV被害者だったのですが、わかりませんでした。

武本委員：親御さんには言わないし、お友達にも言わない、夫のDVで怪我して病院に行っても言わない、プライドもあります、誰にもわかってもらえないということもありますし、これ以上我慢できないと思った時に相談に飛び込む、そこまで我慢されます。だから周りの人はわからないです。

船橋委員：(計画書の) 13ページに(相談しなかった理由のグラフ、上から3つめ)女性は「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると来たから」という人の割合が22.4%とありますが、もう少し多いような気がします。

事務局／和泉：この調査は内閣府の調査の抜粋ですが、平成20年度の実施です。現在も調査をしていて結果がもうすぐ出ると思います。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

高田委員：よく頑張っておられるというのは感じております。1点、(進行管理調書の)7ページ自立支援のところですが、近年貧困の問題が大きく取り上げられていて、子どもの貧困とシングルマザーの貧困というのはパラレルで、DVによる離婚があったり、経済的支援に関する情報提供とあり、なかなか把握しきれないとは思いますが、芦屋市の現状と今後の課題としてはあるかなと思います。ここはB評価ですが、これでいいのかという検討も必要かなと思いますし、ゴールがここでいいのかと思いました。

事務局／和泉：ここの中で充実させるというのは、該当される方がもれなく制度を利用できるようにしていくということと考えております。

高田委員：特に自立支援というところで、女性が被害を受けると精神的にも身体的にも働けない状況になることもありますし、手当をもらえない状況の人たちもいらっしゃるかもしれないというのがあって、普通にしていれば見えないところがあると聞いておりますので、そこにどう目を向け、どう把握していくのかというのは、自治体の課題かなと思います。

事務局／和泉：今ちょうど平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されるのに際し、

市の中でも対象者を拾い上げる窓口職員のマニュアルというのを作っています。男女共同参画推進課の職員もメンバーに入っているのですが、そういった制度を踏まえながら、経済的に困窮されている方は生活保護の部署へつなげるのかなと思います。要件的にあわない方についても他の方法で手助けできるところはないか考えていけたらと思います。

高田委員：NPOとの連携や社会福祉のところが関係してくるのかなと思いますが、必要かなと思っています。

柳屋会長：(進行管理調書の) 8 ページNo.3の「民間支援団体等との連携」とありますが、これはNPOなどですか。

事務局／和泉：そうです。他の部署で民間の団体と連携して支援をしていると聞きましたので、そのあたりのノウハウをこれから学んでいこうと思っています。

柳屋会長：民間支援団体との具体的な連携には至っていないというのは、何かあったらお願いしますということは了解を得ているが、まだ支援は受けていないということですか。

事務局／和泉：まだ何もできていません。実際に支援が必要かどうかはケースによると思いますが、あった時にすぐに連絡できる体制ができていないかというのが現状です。

柳屋会長：その他いかがでしょう。時間がせまってきましたので、最後これだけはという方があれば。

宮本委員：病院に来られた方で、相談を一度受けられたらどうですかと聞いても無駄とされている方が多いです。そのため最初にカウンセリングを受ける婦人相談員の力量というのは非常に大事かと思います。そういった現場の人とコミュニケーションを取りたいし、そういったチャンスがあればお願いしたいです。

事務局／和泉：ネットワーク会議に医師会から入っていただければ非常に助かります。また調整させていただきます。

柳屋会長：ありがとうございます。ご意見が反映できるころはしていただいて、実現に向けていただければいいと思います。進行管理調書はこのあとどういった流れになっていくのですか。

事務局／和泉：中間評価ということで今回進行管理させていただきました。これは基本計画なので、次の評価については一定の期間をいただいて、最終的にどういった流れになったのかというところをみていただければと考えており、26～28年度までの取組について29年度に、ちょうど次の計画策定の検証となりますので、29年度に報告させていただきます。

柳屋会長：男女共同参画の行動計画は毎年チェックしていますが、そういうやり方は今回とらないのですか。

事務局／和泉：ウィザス・プランの重点目標に暴力の根絶ということを挙げておりますので、その中で具体的な取組が1年間の中でどのようになっているのかなどチェックさせていただき、それで年間の評価ということで進めて、こちらは28年度までの取組ということになります。

柳屋会長：わかりました、よろしく願いいたします。それではその他のところで事務局か

ら2点報告があります。

[男女共同参画センター フェスタご案内]

[委員任期満了について]

柳屋会長：それでは本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

=閉会=